



わかしお

糸魚川市立能生小学校
学校だより NO. 8
令和4年7月19日

もうすぐ夏休み！

1学期、日々の授業や様々な活動で、子どもたちは大きく成長しました。72日間の1学期が無事に終了できることに、厚く御礼申し上げます。

さて、今号は、夏休み直前なので、通知表と夏休みの宿題等についてお知らせします。



通知表

まず、変更点をお知らせします。昨年度までは、所見欄が道徳・外国語活動・総合的な学習の時間・学校からの記録に分かれており、毎学期、それぞれについて記述していました。今年度は、「学校からの記録」のみとし、1つの枠の中に、上記の状況について1年間の中で記述することにしました。

なお、2学期は個別懇談(11月29日(火)～12月1日(木))※2日(金)：予備日)で直接お話しさせていただきますので、「学校からの記録」は未記入(斜線)となります。

さて、一昨年度から、学習指導要領(文部科学省が告示する教育課程の基準)が変わり、評価の観点(「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体的に学習に向かう態度」)になりました。

「学習の記録」の3つの資質・能力の右側には、全学年共通でその評価内容を記載しました。単元の学習状況ではなく、全教科、この3観点で評価します。担任が事前に設定した「おおむね満足できる」状態をクリアすれば「できる」、クリアしていなければ「もう少し」、十分にクリアしていれば「よくできる」の欄に○を付けます。それぞれ3つの評価結果の人数は、相対的な割合で決めるものではありません。ですから、ある観点について、クラス全員が十分にクリアしていれば、全員が「よくできる」に○が付きます。もちろん、その逆もあり得ます。

今のお子さんの学習状況をご確認いただき、認め、励まし、改善する一つの材料としていただければありがたいです。



なお、単元名が書かれていないと、わかりにくい面があるかと思えます。そこで、通知表には「○学期の学習」として、その学期に学習した単元名等を記載した紙を入れます。併せてご確認ください。

夏休みの宿題～「自分で決める」夏休み！～

学習指導要領が掲げている育成すべき「生きる力」とは、以下のことです。

☆①基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、②自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力

☆③自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性

☆④たくましく生きるための健康や体力

※この3つをバランスよく育てることが大切になります

そこで学校ではこれらを踏まえて、家庭で過ごす夏休みについて、以下のような取組をすることにしました。※詳細は、各学年の学年だよりをご覧ください。

①全校児童が問題集を購入し、全員が学習内容を確実に身に付けられるようにします。生活科・総合的な学習の時間の課題として、シートを書くことは、学年ごとの課題となります。

②国語・図工・科学研究の中から自分で取り組みたいものを1つ以上決めて取り組みます。

③読書や家庭での「仕事」は、全員が取り組みます。お金の使い方や友達の家・公共施設ではマナーよく過ごす等の事前指導をします。※頼まれてするお手伝いよりも、責任が伴う仕事の方が、段取り力や自分の能力の使い方等、考える力も身につきます。また、終了時のお家の方からの「ありがとう♡」「助かったわ！」の一言により、家族の一員としての意識が高まり、絆も深まります。

④生活表の記入を宿題とします。また、早寝・早起き・朝ご飯の奨励、ラジオ体操や運動への呼びかけ、規則正しい生活習慣、SNS・ゲーム・携帯との付き合い方、新しい生活様式に沿った行動を事前指導します。なお、後者については、ご家庭での約束が重要になります。休み前にお子さんと確認すると共に、定期的な見直しをお願いします。



夏休み明けに、子どもが、「あ～、今年の夏休みは、自分の考えたことができた！」と言えることを願っています。ご家庭でも、お子さんが何に取り組むかを一緒に考えていただければ幸いです。

一方、「計画したことができなかったから、2学期はがんばろう！」と言うお子さんもいるかもしれません。今回の「自分で決める夏休み」の経験を踏まえて、2学期もさらに成長できるように、学校では、責任の伴う自己決定や、よりよく問題を解決する資質・能力が身に付くように、支援してまいります。



保護者 & 地域の皆様のご理解とご協力に感謝申し上げます！

当校の職員の勤務時間は、平日の午前8時15分から午後4時45分です。能生小学校は、国や県、市から出されている指針に従って働き方改革に取り組みます。皆様のご理解とご協力をお願いします。



- ① 土日や休日、また、平日の午前7時50分以前や午後5時30分以降の学校へのお電話はご遠慮ください（市教委子ども教育課長通知）。緊急の場合は、教頭の携帯にお電話ください。
- ② 忘れ物をした場合、午後5時30分以降に取りに来ることはご遠慮ください。
- ③ お子さんのけが等の理由で集団登校ができない場合の車での送りは、午前8時前後にしてください。
※教室に児童が1人ポツンといることがあります。安全面で心配です。
- ④ 糸魚川市は、夏季休業中の8月10日（水）～16日（火）を閉庁としました。①と同様にこの間の緊急事案は、根津教頭の携帯にご連絡ください。
- ⑤ 6月8日（水）に開催されたPTA総務会で、井伊PTA会長から、学校職員の働き方改革を推進するため、PTAの会は「遅くとも午後6時開始」という提案がなされ、了承されました。現在、PTA三役の方々は、内容によっては職員は呼ばず、学校外で三役のみで協議し、結果（記録）のみ学校に報告（提出）ということもされています。
- ⑥ 6月24日（金）に開催された能生小学校地域後援会でも、午後6時開始をお願いしました。
- ⑦ 毎週火・木曜日の午前9時～11時、地域の方が学校に来て、様々な業務（校舎内外の美化、管理員との協働、印刷等）をしてくださっています。学校がきれいなのは、川端様のおかげです。本当にありがとうございます。
※地域・保護者の皆様の中で、学校ボランティアをしてくださる方がいらっしゃいましたら、ぜひ学校にご連絡ください。

これらにご協力いただけることで、学校職員が授業準備にかかる時間が増え、よりわかりやすい授業をすることができます。また、目の前の子どものことを考える・接する時間が増えます。今後とも、学校職員の働き方改革へのご理解とご協力をよろしくお願いします。



【お詫びと訂正】

先号（7号）で、2つの記載ミスがありました。

- 1 霧本修一元校長（現教育長）の“霧”が間違っておりました。
- 2 フウセンカズラの取組は、2012年から開始した活動なので、2022年の今年は11年目となります。
お詫びをし、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

自他の大切な命を守るために、再確認を！

※「児童の登下校・下校後の児童の過ごし方などについての懇談会」
(6/24(金)生涯学習センターで開催)での佐野篤能生交番所長の講話から



○家庭が第一義的責任を有する。※教育基本法:「保護者は、子の教育について第一義的責任を有する。生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」

○交通安全は学校に任せるのではなく、家庭で教えるもの。さらに、口で言うだけではなく、親が見本を示さなくてはいけない。★特に交差点！

○「子ども＝被害者」とは限らない。小学1年生でも加害者となる。加害者となれば一生の傷がつく。そうならないように、親が確実にルールを教える。

【事例】小学5年生の児童が帰宅途中、自転車で歩行中の女性62歳と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の損傷を負い、意識が戻らない状態となった。
賠償額 9521万円 (神戸地方裁判所、2013年7月判決)

◎県は、令和4年4月1日に「新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を施行しました。(3点紹介)



・第5条(自転車利用者の責務)

自転車が車両であることを認識し、道路交通法その他の関係法令を遵守するとともに、自転車を安全で適正に利用しなければならない。

・第7条(保護者の役割)

監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する技能及び知識を習得させるよう努める。

・第17条(自転車損害賠償責任保険等への加入) ※10月1日から施行

自転車利用者、未成年者を監護する保護者等は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

《8・9月の主な行事予定》

8/26日(金) 2学期始業式 給食後下校

29日(月) 教育実習2名(1年生～9/16、5年生～9/27)

31日(水) 委員会⑥、PTA三役会・総務会③

9/1日(木) 全校集会⑤(めあて発表)

6日(火) わかフレ班遊び③

7日(水) クラブ③

8日(木)～9日(金) フレンドキャンプ5年・木浦小合同

13日(火) 学習参観・避難訓練②(保護者引き渡し)

14日(水) 学校運営協議会②、クラブ④

15日(木) 1年知能検査、全校集会④(広報委員会)、スクールカウンセラー来校日(ご希望があればご連絡ください)

16日(金) わかフレ歩こう会・木浦小合同 19日(月) 敬老の日

20日(火) あいさつ強調デイ

21日(水) 市親善陸上競技大会

22日(木) 市親善陸上競技大会予備日 23日(金) 秋分の日

28日(水) クラブ⑤

29日(木) 全校集会⑥(校長講話)

